

1. 目的

環境省では、騒音防止行政の一層の推進を図るため、毎年度、全国の都道府県、指定都市、中核市、特例市及び特別区を通じ、環境基準の適合状況、騒音規制法に基づく各種措置の施行状況等について調査を行い、その結果を取りまとめている。

2. 調査結果

I. 騒音に係る環境基準の現状

(1) 騒音に係る環境基準の類型当てはめ状況

環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域類型を当てはめる地域を有する市区町村は、平成20年度末において、全国の市区町村数の71.1%に当たる1,279市区町村であった(表1)。

表1 環境基準類型当てはめ状況(平成20年度末現在)

	市	区	町	村	計
全市区町村数	783	23	802	192	1,800
環境基準の地域類型 あてはめ	750	23	462	44	1,279
割合(%)	95.8%	100.0%	57.6%	22.9%	71.1%

(2) 一般地域における環境基準の適合状況

全国の一般地域(道路に面する地域以外の地域)における環境騒音の状況を把握するため、地方公共団体により測定された環境騒音の環境基準の適合状況について調査した(表2)。

① 環境騒音の測定実施状況

平成20年度に環境騒音の測定を実施した地方公共団体数は363市区町村(前年度373市区町村)で、環境基準の類型当てはめがなされている1,279市区町村の28.4%であった。

測定地点の総数は3,513地点(同3,673地点)であり、そのうち定点測定地点数は2,809地点(同2,909地点)で、全体の80.0%となった。ただし、定点測定地点とは測定地点のうち、継続的な変化を調査するために定期的に測定を行う地点であり、毎年度実施しているものとは限らない。

② 環境基準の適合状況

環境基準の適合状況は、地域の騒音状況をマクロに把握するために必要な地点を選定している場合と、騒音に係る問題を生じやすい地点等を選定している場合とに分けて集計を行っている。

ア 地域の騒音状況をマクロに把握するために必要な地点を選定している場合

平成20年度は、全測定地点3,109地点(前年度3,150地点)のうち81.1%(同81.8%)の地点で環境基準に適合した。

地域類型別にみた場合、A類型及びB類型地域(住居系地域)では2,277地点(同2,286地点)のうち80.7%(同82.1%)の地点で適合し、C類型地域(住居・商工業混在地域)では816地点(同847地点)のうち82.7%(同81.1%)の地点で適合した。

イ 騒音に係る問題を生じやすい地点等を選定している場合

平成20年度は、全測定地点404地点(前年度523地点)のうち76.0%(同75.0%)の地点で適合した。

地域類型別にみると、A類型及びB類型地域では 274 地点（同 337 地点）のうち 70.4%（同 71.2%）の地点で適合し、C類型地域では 130 地点（同 186 地点）のうち 87.7%（同 81.7%）の地点で適合した。

（注）この集計における環境基準の適合・不適合の判定については、原則として測定した全ての時間帯において環境基準を満たした場合を「適合」とした。

表2 一般地域における環境基準の測定及び適合状況（道路に面する地域を除く）

測定実施自治体数		全測定地点数	定点測定地点数	ア. 地域の騒音状況をマクロに把握するような地点を選定している場合				イ. 騒音に係る問題を生じやすい地点等を選定している場合			
				AA	A及びB	C	計	AA	A及びB	C	計
363	測定地点数	3,513	2,809	16	2,277	816	3,109	0	274	130	404
	適合地点数	2,827	2,280	7	1,838	675	2,520	0	193	114	307
	適合率(%)	80.5%	81.2%	43.8%	80.7%	82.7%	81.1%	—	70.4%	87.7%	76.0%

AA:特に静穏を要する地域

A:専ら住居の用に供される地域

B:主として住居の用に供される地域

C:相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

③ 環境基準の適合状況の経年変化

平成 12 年度から平成 20 年度までの過去 9 カ年の適合状況を図 1 に示した。環境基準の適合率は年々増加傾向にあったが、平成 20 年度は、騒音に係る問題を生じやすい地点等は増加しているものの、全測定地点及び地域の騒音状況をマクロに把握するために選定した地点においてはやや減少していた。

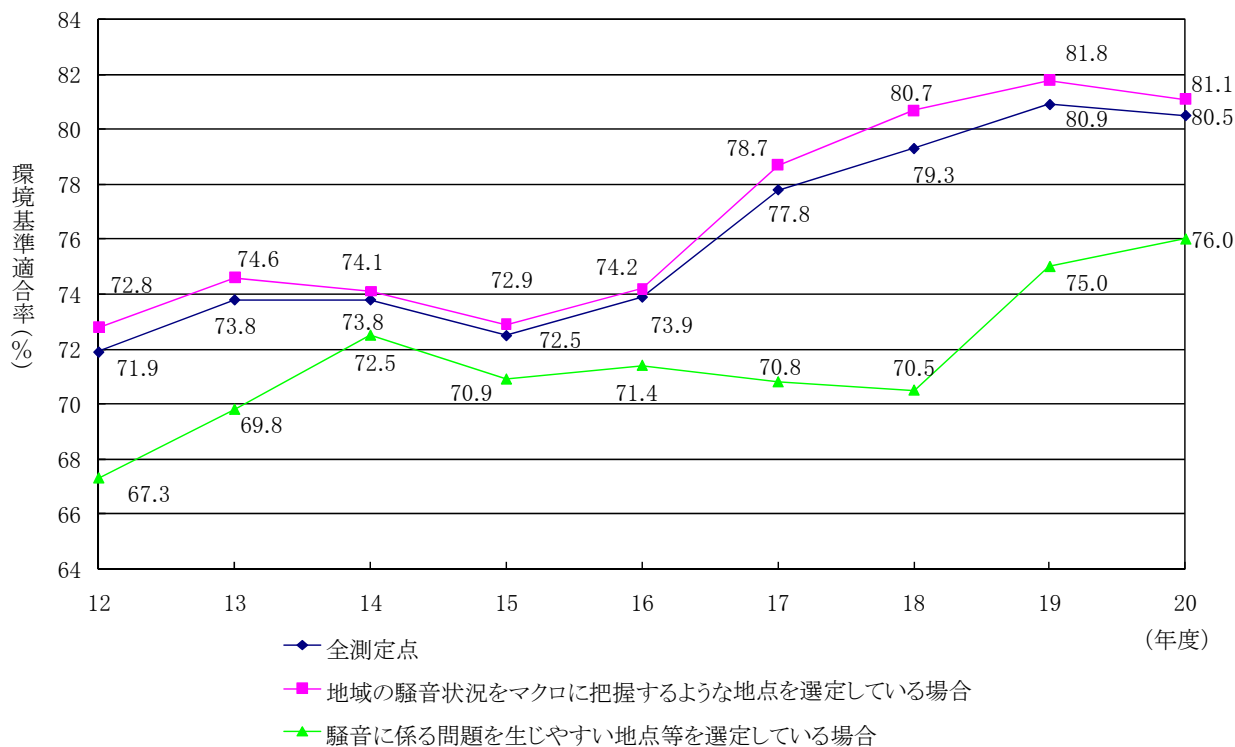


図 1 過去 9 カ年の一般地域における環境基準適合状況

II. 騒音規制法に基づく地域指定の状況及び届出状況

(1) 地域指定の状況

騒音規制法に基づき地域指定が行われている市区町村数は、平成20年度末現在1,357市区町村で、全国の市区町村数の75.4%（前年度75.2%）に相当した（表3）。

表3 騒音規制法地域指定の状況（平成20年度末現在）

	市	区	町	村	計
全市区町村数	783	23	802	192	1,800
騒音規制法地域指定	773	23	506	55	1,357
割合(%)	98.7%	100.0%	63.1%	28.6%	75.4%

(2) 特定工場等総数及び特定施設の届出数

騒音規制法に基づき届出された特定工場等の総数は、平成20年度末現在で213,261件で、前年度（213,032件）より229件（0.1%）増加した（表4）。また、特定施設の総数は1,512,755件で前年度（1,537,084件）より24,329件（1.6%）減少している（表5）。

特定工場等の内訳を見ると、空気圧縮機等を設置しているものが40.2%と最も多く、次いで金属加工機械を設置しているものが20.7%、織機を設置しているものが10.6%の順となった。

特定施設の内訳をみると、空気圧縮機等が42.9%と最も多く、次いで織機が22.6%、金属加工機械が18.4%の順となった（表5）。

表4 特定工場等総数及び特定建設作業件数の最近の推移

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
特定工場等総数	213,217	213,032	213,261
対前年度比 （増加率）	4,481 (2.1%)	△185 (△0.1%)	229 (0.1%)
特定建設作業件数	73,259	71,077	67,464
対前年度比 （増加率）	3,301 (4.7%)	△2,182 (△3.0%)	△3,613 (△5.1%)

表5 法に基づく届出件数（平成20年度末現在）

表5-1 特定工場等総数

設置特定施設	総数	(%)
金属加工機械	44,127	20.7%
空気圧縮機等	85,744	40.2%
土石用破碎機等	4,677	2.2%
織機	22,701	10.6%
建設用資材製造機械	3,431	1.6%
穀物用製粉機	597	0.3%
木材加工機械	20,141	9.4%
抄紙機	588	0.3%
印刷機械	19,566	9.2%
合成樹脂用射出成形機	8,210	3.8%
鋳造型機	3,479	1.6%
計	213,261	100.0%

表5-2 特定施設総数

特定施設	総数	(%)
金属加工機械	278,164	18.4%
空気圧縮機等	648,985	42.9%
土石用破碎機等	25,974	1.7%
織機	342,536	22.6%
建設用資材製造機械	5,176	0.3%
穀物用製粉機	3,645	0.2%
木材加工機械	61,820	4.1%
抄紙機	2,214	0.1%
印刷機械	72,718	4.8%
合成樹脂用射出成形機	63,774	4.2%
鋳造型機	7,749	0.5%
計	1,512,755	100.0%

(3) 特定建設作業の実施届出件数

平成20年度中の特定建設作業実施届出件数は67,464件（前年度71,077件）であり、その内訳を見ると、さく岩機を使用する作業35,426件（同36,823件）と最も多く、次いでバックホウを使用する作業17,685件（同18,995件）の順になっており、これらで全体の78.7%を占めた（表6）。

表6 特定建設作業の届出件数

特定建設作業届出件数	平成19年度	平成20年度	
くい打機等を使用する作業	4,405	4,367	6.5%
びょう打機を使用する作業	77	89	0.1%
さく岩機を使用する作業	36,823	35,426	52.5%
空気圧縮機を使用する作業	6,051	6,265	9.3%
コンクリートプラント等を設けて行う作業	269	262	0.4%
バックホウを使用する作業	18,995	17,685	26.2%
トラクターショベルを使用する作業	1,212	883	1.3%
ブルドーザーを使用する作業	3,245	2,487	3.7%
計	71,077	67,464	100.0%

Ⅲ. 騒音苦情の状況

(1) 苦情件数の推移

平成20年度に全国の地方公共団体が受理した騒音に係る苦情の件数は15,558件であった。これは、平成19年度（16,434件）と比べて876件（5.3%）の減少となる（図2）。

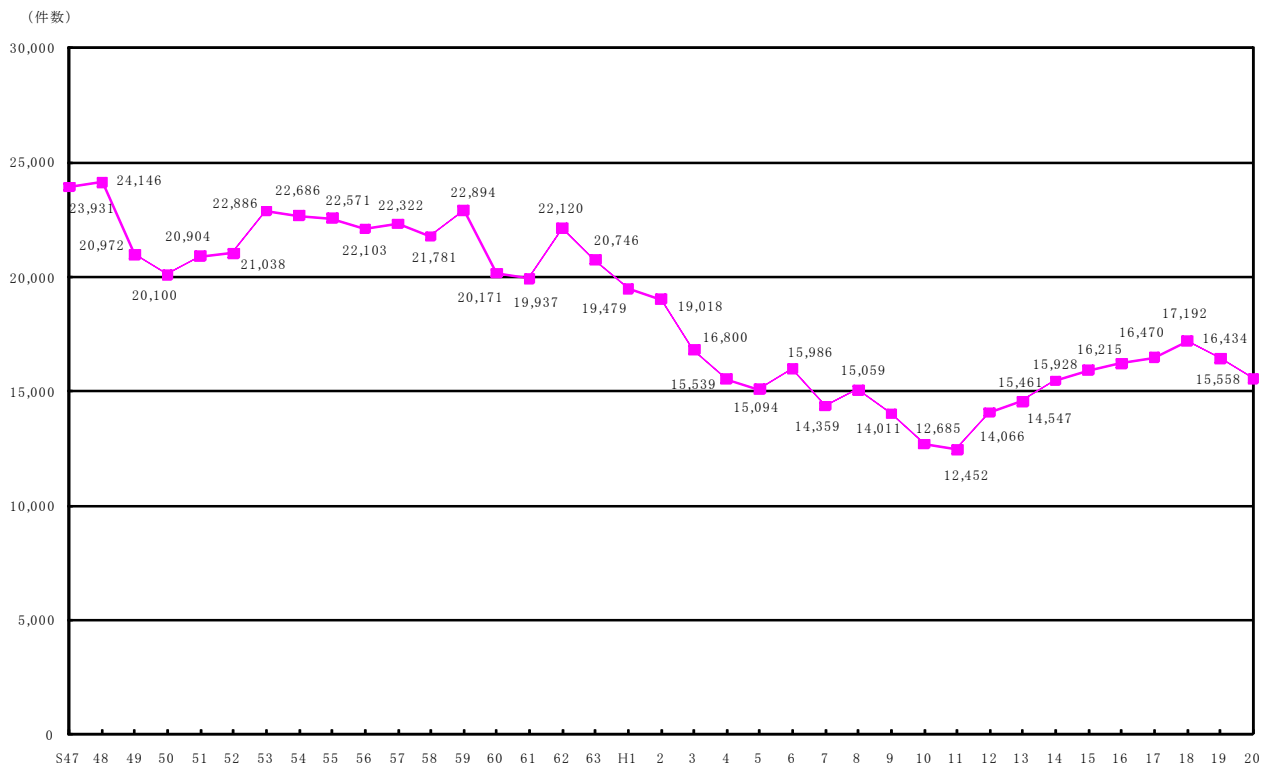


図2 騒音苦情件数の推移

(年度)

(2) 発生源別の苦情件数

平成20年度の苦情件数を発生源別にみると、工場等が5,142件(33.1%)で最も多く、次いで建設作業4,586件(29.5%)、営業1,664件(10.7%)の順となっている(図3、図4)。

また、平成19年度と比較すると、家庭生活に係る苦情が100件(10.5%)増加したものの、建設作業に係る苦情は579件(11.2%)、工場・事業場に係る苦情は288件(5.3%)減少した。

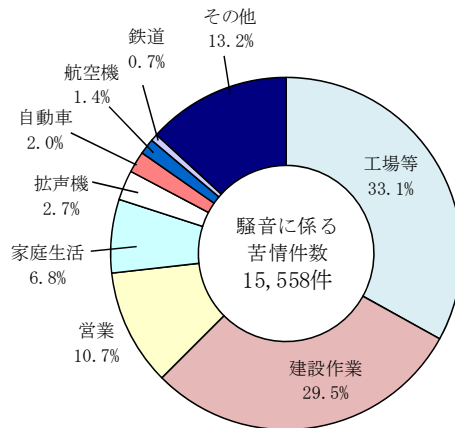


図3 騒音に係る苦情の内訳 (平成20年度)

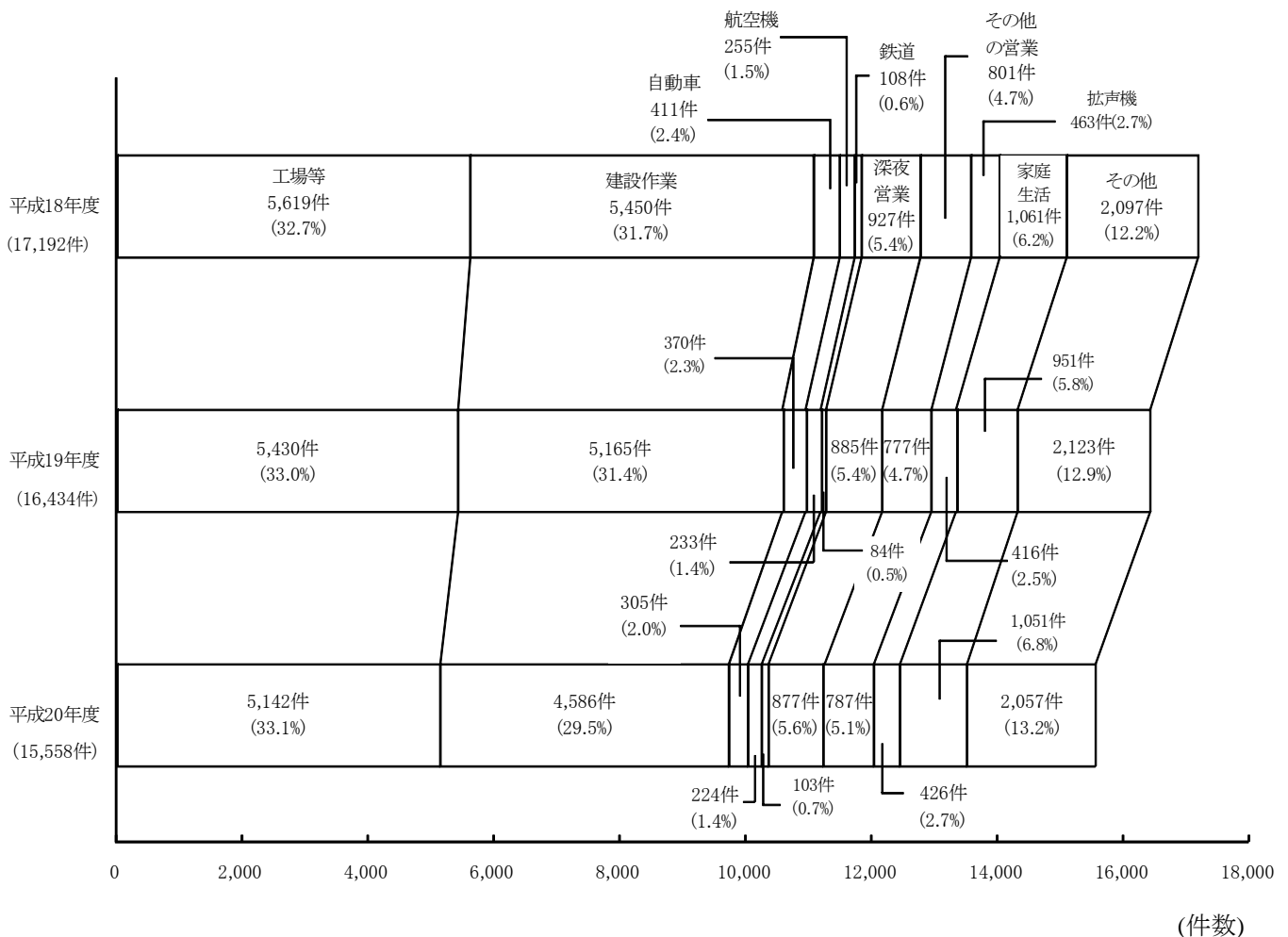


図4 過去3カ年の苦情件数の発生源別内訳

(3) 都道府県別の苦情件数

平成20年度の苦情件数を都道府県別にみると、東京都の3,015件が最も多く、次いで大阪府が1,595件、愛知県が1,463件、埼玉県が1,247件、神奈川県が1,055件となっている。騒音苦情件数の上位5都府県における合計件数が全体の53.8%に達するなど、大都市を有する地区における苦情が大きな割合を占めた(表7、表8)。

表7 都道府県別苦情件数(上位5都道府県)

順位	苦情件数		順位	人口100万対件数	
	都道府県	件数		都道府県	件数
1	東京都	3,015	1	東京都	235
2	大阪府	1,595	2	愛知県	198
3	愛知県	1,463	3	大阪府	181
4	埼玉県	1,247	4	埼玉県	175
5	神奈川県	1,055	5	京都府	127
	全国	15,558		全国平均	122

※人口は平成20年10月1日現在の総務省統計局現在推計人口による

表8 苦情件数の都道府県別対前年度増減状況

都道府県	平成19年度	平成20年度	増減	都道府県	平成19年度	平成20年度	増減
北海道	370	360	△10	滋賀県	102	112	10
青森県	63	69	6	京都府	290	333	43
岩手県	78	67	△11	大阪府	1,718	1,595	△123
宮城県	253	227	△26	兵庫県	554	534	△20
秋田県	48	52	4	奈良県	89	65	△24
山形県	105	106	1	和歌山県	98	75	△23
福島県	144	129	△15	鳥取県	18	31	13
茨城県	308	344	36	島根県	28	26	△2
栃木県	152	172	20	岡山県	161	160	△1
群馬県	236	200	△36	広島県	267	251	△16
埼玉県	1,289	1,247	△42	山口県	129	96	△33
千葉県	722	759	37	徳島県	55	55	0
東京都	3,183	3,015	△168	香川県	94	75	△19
神奈川県	1,283	1,055	△228	愛媛県	165	156	△9
新潟県	219	195	△24	高知県	42	29	△13
富山県	55	76	21	福岡県	461	440	△21
石川県	90	76	△14	佐賀県	49	52	3
福井県	77	77	0	長崎県	129	129	0
山梨県	74	70	△4	熊本県	71	82	11
長野県	236	233	△3	大分県	168	152	△16
岐阜県	184	167	△17	宮崎県	103	122	19
静岡県	436	433	△3	鹿児島県	131	135	4
愛知県	1,576	1,463	△113	沖縄県	82	68	△14
三重県	249	193	△56	合計	16,434	15,558	△876

△は減少を示す

(4) 規制対象とそれ以外の苦情件数との比較

平成20年度の工場・事業場に対する苦情総数5,142件のうち、騒音規制法の規制対象となる指定地域内の特定工場等に対するものは、21.8%の1,121件であった。また、建設作業に対する苦情総数4,586件のうち、同指定地域内の特定建設作業に対する苦情は35.1%の1,611件となっている(表9)。

表9 規制対象とそれ以外の苦情件数 (工場・事業場、建設作業)

年 度	発生源 の種類	工場・事業場					建設作業				
		特定工場等		左記以外		計	特定建設作業		左記以外		計
		指定地域内	指定地域外	指定地域内	指定地域外		指定地域内	指定地域外	指定地域内	指定地域外	
平成19年度	件数	1,201	135	3,503	591	5,430	1,924	115	2,915	211	5,165
	%	22.1%	2.5%	64.5%	10.9%	100.0%	37.3%	2.2%	56.4%	4.1%	100.0%
平成20年度	件数	1,121	104	3,381	536	5,142	1,611	70	2,690	215	4,586
	%	21.8%	2.0%	65.8%	10.4%	100.0%	35.1%	1.5%	58.7%	4.7%	100.0%

(5) 低周波音に係る苦情の状況

平成20年度に地方公共団体が受けた低周波音に係る苦情の件数は236件(前年度181件)であった(図5)。

内訳をみると、工場・事業場に係るものが65件(同72件)と最も多く27.5%を占めた(表10)。

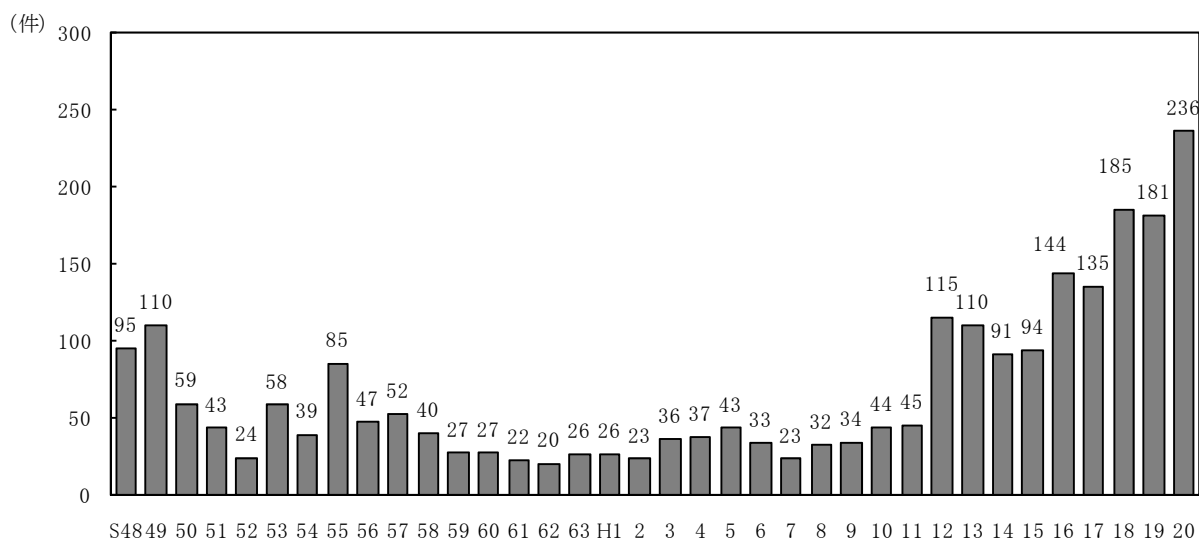


図5 低周波音に係る苦情件数の年次推移

(年度)

表10 低周波音に係る苦情件数の内訳

年 度	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
発生源															
工場・事業場	12	16	19	22	21	61	52	40	45	49	54	75	72	65	27.5%
建設作業	1	1	1	0	0	2	3	1	1	6	5	10	10	7	3.0%
道路交通	2	1	1	2	1	1	1	1	3	1	1	5	0	2	0.8%
鉄 道	4	3	0	2	1	4	1	3	0	3	1	1	1	2	0.8%
家庭生活	0	0	3	7	1	20	16	20	21	21	15	20	26	43	18.2%
そ の 他	4	11	10	11	21	27	37	26	24	64	59	74	72	117	49.6%
合 計	23	32	34	44	45	115	110	91	94	144	135	185	181	236	100%

IV. 騒音規制法に基づく措置の状況

(1) 工場・事業場騒音に対する措置等の状況

平成20年度中に行われた騒音規制法に基づく措置の件数は、指定地域内の特定工場等に係る苦情1,121件（前年度1,201件）に対して、立入検査795件（同857件）、報告の徴収200件（同212件）、騒音の測定391件（同436件）であった。騒音測定の結果、規制基準を超えていたものは241件（同269件）であり、改善勧告は4件（同2件）行われたが、改善命令は行われなかった（同0件）。

なお、これらの騒音規制法に基づく措置のほか、騒音防止に関する行政指導が998件（同1,069件）行われた（表11）。

表11 指定地域内の特定工場等騒音に係る措置等の状況

	平成19年度	平成20年度	前年度比
苦情件数	1,201	1,121	93.3%
立入検査	857	795	92.8%
報告の徴収	212	200	94.3%
測定	436	391	89.7%
（うち基準超過）	269	241	89.6%
改善勧告	2	4	200.0%
改善命令	0	0	-
行政指導	1,069	998	93.4%

(2) 特定建設作業に対する騒音規制法に基づく措置等の状況

平成20年度中に行われた騒音規制法に基づく措置の件数は、指定地域内の特定建設作業に対する苦情1,611件（前年度1,924件）に対して、立入検査1,183件（同1,491件）、報告の徴収231件（同280件）、騒音の測定313件（同411件）であった。騒音測定の結果、規制基準を超えていたものは66件（同94件）であり、改善勧告及び改善命令は行われなかった（同0件、同0件）。

なお、これらの騒音規制法に基づく措置のほか、騒音防止に関する行政指導が1,439件（同1,757件）行われた（表12）。

表12 指定地域内の特定建設作業騒音に係る措置等の状況

	平成19年度	平成20年度	前年度比
苦情件数	1,924	1,611	83.7%
立入検査	1,491	1,183	79.3%
報告の徴収	280	231	82.5%
測定	411	313	76.2%
（うち基準超過）	94	66	70.2%
改善勧告	0	0	-
改善命令	0	0	-
行政指導	1,757	1,439	81.9%

(3) 道路交通騒音に対する措置等の状況

平成20年度の指定地域内における道路交通騒音の苦情239件（前年度307件）に対して、騒音の測定は73件（同89件）行われており、要請限度を超えていたものは7件（同11件）であった。また、道路管理者に対する道路の構造改善等の意見陳述は1件（同0件）行われたが、都道府県公安委員会に対する交通規制等の要請は行われなかった（同0件）。

なお、これらの騒音規制法に基づく措置のほか、道路管理者に対する措置依頼が79件（同92件）行われ、都道府県公安委員会に対する同様の措置依頼は4件（同6件）行われた（表13）。

表13 指定地域内の道路交通騒音に係る措置等の状況

	平成19年度	平成20年度	前年度比
苦情件数	307	239	77.9%
測定	89	73	82.0%
（うち要請限度超）	11	7	63.6%
公安委員会へ要請	0	0	-
道路管理者へ意見陳述	0	1	-
要請以外の公安委員会への措置依頼	6	4	66.7%
意見陳述以外の道路管理者への措置依頼	92	79	85.9%